

かいせい No.21

農業委員会だより

令和2年11月発行
 編集・発行
 開成町農業委員会
 (0465) 84-0317
 広報委員
 府川健治 (牛島)
 遠藤正史 (金井島)
 辻村 進 (下島)

農地の有効利用のため 遊休農地の発生防止と解消のため

農地パトロールを実施しています



開成町農業委員会では、かけがいのない農地を守るため、農地の有効利用と遊休農地の発生防止と解消のため、農地パトロールを随時実施して、農地の現状把握に努めています。

問合せ 開成町農業委員会 (0465) 84-0317

「収入保険」は、様々なリスクから農業経営を守ります！

収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象です。

【対象例】 自然災害等で減収 市場価格が下落 災害で作付不能 倉庫の浸水被害
 けがや病気で収穫不能 取引先の倒産 盗難や運搬中の事故 など

【加入できる方】 青色申告を行っている農業者（個人・法人）

【保険期間】 個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

【補償内容】 保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回ったときに、
 下回った額の9割を上限に補てんします。

問合せ 神奈川県農業共済組合 西部支所：(0465) 82-0138

農業者年金で老後の備えを

次の3つの要件をすべて満たせばどなたでも加入できます

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 60歳未満
- ③ 年間60日以上農業に従事



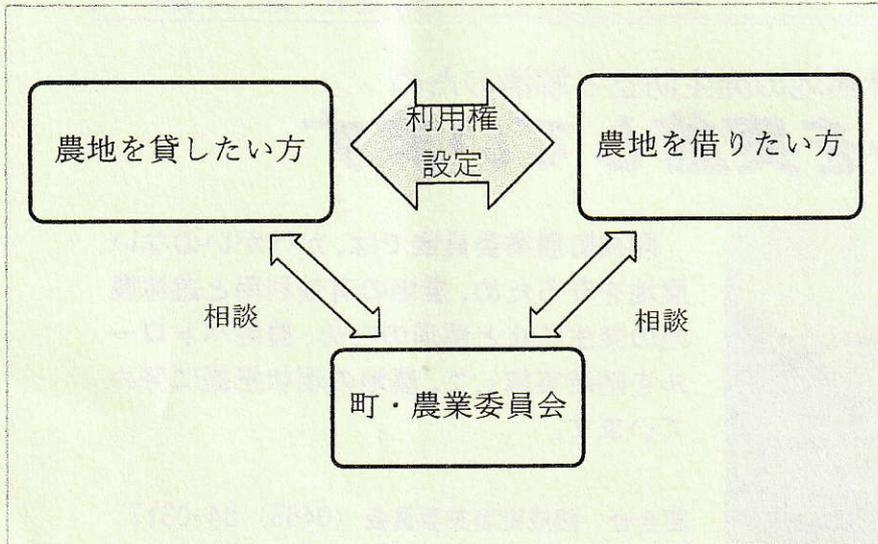
【お知らせ】

前会長の死去に伴い、開成町農業委員会会長に松下彰（宮台）、会長職務代理者に内藤茂（岡野）が選出されました。任期は、令和4年3月31日までです。

高齢で農作業ができない 農業後継者がいない 田んぼだけ誰かに任せたい

市街化調整区域の農地を貸したい人は、

利用権設定を活用しましょう



貸したい人の メリット

- 契約期間終了後、農地はお手元に戻ります

借りたい人の メリット

- 長期間借りられるので経営が安定

●利用権設定とは

農業経営基盤強化促進法に基づく、耕作を目的とした賃借権の設定のことです。農地法第3条の許可を得て行われる農地の貸し借りに比べて、簡単に行うことができます。また利用権設定による貸し借りは、あらかじめ借り手と貸し手とが設定した期間が満了した場合、自動的に権利が消滅し、農地は必ず所有者に戻ってくるため、安心して貸し出すことができます。

●対象

借りたい方：農業従事者

貸したい方：市街化調整区域内の農地所有者

●農地中間管理事業

借りたい方と貸したい方との間に、公的機関である農地中間管理機構（（公社）神奈川県農業公社）が間に入って、農地の貸し借りを行うことも可能です。

問合せ 開成町産業振興課 電話 (0465)84-0317

(公社)神奈川県農業公社 電話 (045)651-1703



お願い) 水路に刈草が流れると、水路が詰まって下流の農家の水利用に支障をきたすなど、下流区域に影響がありますので、「水路にできるだけ刈草を流さない」よう、ご協力をお願いします。